

島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 令和6年10月25日（金）13：30～15：00
- 2 場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間
- 3 出席者 第4回連絡協議会出席者名簿のとおり

4 議事内容

(1) 児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について

○高倉子ども安全支援室長

資料1により児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について説明。

- ・ 8月30日に県立学校校長、市町村教育委員会教育長宛にアンケートの実施について通知。
- ・ 手引きのようなものとして、「児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケート調査の実施について」を作成。まず骨子を作る段階で、県任用のスクールカウンセラーから意見を聞きながら作成し、骨子を基に島根性暴力被害者支援センターさひめ、児童相談所、女性相談センター、臨床心理士、公認心理士協会、関係各課等に意見照会しながら作成した。
- ・ 重要な点は、相談を受けたときの対応として、学校での聞き取りは最小限とし、生徒から語られた言葉のまま正確に記録する。
- ・ 子どもたちにアンケートを実施する目的と意義を伝えること、保護者の理解を得ることという手順が大切。
- ・ アンケート実施後は、対応に苦慮するような場合は、教育委員会と連携しながら進めていただきたい。
- ・ 今後も各校の意見を聞きながら必要な改善を実施していく。

【質問・意見等】

○伊藤島根県公立高等学校長協会会長

- ・ アンケート調査の通知を受け、内容的に項目等に関して困惑した。子どもたちにとっては内容がショッキングであり、学校現場としては心配している。
- ・ 実施した県立学校もあるようだが、ほとんどの学校で実施を迷っているのが現状。
- ・ ひな形との説明であったが、このひな形を基に、学校に合わせた形で質問項目等を変

えることができるとのことだが、学校サイドにあまりにも任せられるのはどうかという意見も他の校長からあった。

- ・ 限定された形で聞いて、我々大人が意図しているような内容がきちんと伝わるのかという危惧もある。

○妹尾島根県特別支援学校長会会長

- ・ 特別支援学校12校のうち、1校はすでに実施しているが、7校は検討もできていない状況。戸惑っていて、スタートできない状況でもある。
- ・ 室長の説明で、あくまでもひな形で、年1回を11月12月ぐらいにやることを想定しているとの話があったが、そういう内容がメールではなかなか伝わりにくい。
- ・ 毎年実施している学校生活アンケートの中に、もうちょっと表現を柔らかくした形で入れ込ませてやる形がいいのではないかという意見もある。
- ・ 特別支援学校は、小中高等部と3学部あり、子どもの実態も様々な中、統一したものはやりにくいという意見もあり、学校からの意見等を聞いてもらいたいと思っている校長もいる。

○高倉子ども安全支援室長

- ・ 大事なのは、学校はこういうことを許さないということが伝わる、そして把握できるチャンスをなんとか作っていくということ。学校の方で工夫をして実施していただきたい。先生方が、1から全部これを作るのは負担をかけることになるので、あくまでひな形として作成したもの。

○伊藤島根県公立高等学校長協会会長

- ・ 趣旨もよくわかるし、防止に向けて、早期に把握できる機会を作っていかなければいけないことは承知している。
- ・ アンケート調査の実施について、流れも非常にいろいろなところに配慮された形で作成してあると思う。流れや、実施後の動きには抵抗はない。
- ・ 実際に本当に被害を受けている中高生は、このアンケートそのものが大変な負担であり、答えなくても良いと、答えられなかったということを伝えてくれとした時にそれすらできないのではないか。アンケートをしなかった子とできなかった子が紛れて判明しにくくなる可能性もある。
- ・ ひな形1個だけでなく、生活アンケートの中に入れるとか、性暴力そのものを前面に

出さない形とか、聞き方を変えるとか、案を付けていただけると取り掛かれるようになるのではないかな。

○妹尾島根県特別支援学校長会会長

- ・ 戸惑っている状況があるので、直接に校長たちに説明して、質疑とか直接答えてもらうと安心感を持って進められる。

○杉谷島根県市町村教育委員会連合会会長

- ・ 8月にこの通知をもらって、本市でも、どのような対応が良いのか、特に低学年、発達段階からみて、この内容をダイレクトにするのが良いのか議論をしたところ。
- ・ いじめに関するアンケートは多い学校では毎月、少ない学校でも2月に1回とか学期に1回とか定期的なアンケートを実施している。性暴力であろうがいじめであろうが、子どもの困り感をどうやって見つけていくのかということであれば、日常的にやっているアンケートの中に、子どもの困り感が伺えるような内容を聞くのが良いのではないかな。特に、小学校低学年については、事案が無いのが良いことだが、そういうことを感じとるチャンスを見つけられると思う。
- ・ 司法面接について、校長会で説明があり、校長は承知をしている。

○金森出雲市立南中学校長（島根県中学校長会）

- ・ 本校でも毎月いじめについてのアンケートを実施し、それに合わせて教育相談も実施している。学期に必ず1回、2学期は夏休み明けと間のところで実施し、状況を把握するようにしているので、その中に入れて良いということであればやり易いと思う。

○田中松江市立中央小学校長（島根県小学校長会）

- ・ このアンケート初めて見たところで、県立学校の校長会では校長同士で意見交換されているようだが、小学校長会では行っていないため個人的な印象だが、小学生には目にするだけでショッキングな印象を持つのではないかと感じた。

○高倉子ども安全支援室長

- ・ 各学校で実施されている生命（いのち）の安全教育で、性暴力の加害者にならない、被害者にならない傍観者にならないという教育を行った後などに実施すると子どもたちにとってやり易いタイミングなのかと考えている。
- ・ ご意見をいただいたように、他のアンケートに取り込む形ででも実施は可能であると思っているので、示せるように整えていきたい。

- ・ 県立の校長会でも説明を考えている。
- ・ 来年度以降どのようにやっていくのが、子どもたちにとって1番負担が少ないのか意見を聞きながら改善をしていきたい。

(2) 島根県教育職員免許状再授与審査会の設置について

○中西学校企画課長

- ・ 特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより、懲戒免職等になり教育職員の免許状が失効等となった者）が、再び教壇に戻ってくることがあってはならないという考えに基づくもの。
- ・ 通常は教員免許が失効して3年経過すると、再授与に向けた申請ができるが、特定免許状失効者等が申請する場合には、更生等を行ったということで再び免許状を授与するかの判断は、慎重、厳格に行うことが求められる。各都道府県教育委員会に都道府県教育職員免許状再授与審査会という組織を置くことが法律で定められた。
- ・ 各都道府県教育委員会は、当該者から再授与の申請があった場合は、審査会の意見を踏まえて再授与について総合的に判断するもの。
- ・ 組織・運営については、国の規則のほか、県が定めることになっている。国の通知を踏まえて、現在の考えや方向性についてまとめたもの。
- ・ 今後のスケジュールは、12月の県教育委員会会議で、審査会についての規則を付議し、来年3月までの委員の選任、4月に審査会設置と考えている。

5 情報提供

(1) 近年における事案の発生状況

○中西学校企画課長

- ・ 昨年度の会議でも同様の情報を提供した。誠に遺憾なことに令和6年3月に、県立学校の講師が18歳未満の女性に対してわいせつ行為を行った事案が発生し、懲戒免職処分を実施した事案を追記している。
- ・ 次ページには、児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準標準例を添付している。法改正を受けて行為の態様にかかる定義を明記したもの。また、従前から通知等によって繰り返し周知徹底をしているSNS等による児童生徒との私的なや

りとりについても、懲戒処分の対象となる旨を明記している。

(2) 学校危機管理の手引の改訂について

○中西学校企画課長

- ・ 法改正を受け関連のところを改訂、追記している。

(3) 保育所等における児童生徒性暴力等防止のための取組状況

○宇治郷健康福祉部子ども・子育て支援課長

- ・ 保育所、認定こども園といった幼児教育施設においても児童生徒性暴力を防止するための取組というのが重要。
- ・ そうした施設においても事例が発生しているということを踏まえて、国の方でも児童福祉法の改正が近年行われた。その改正を受け、保育士の登録取消や再登録の制限といった、資格管理の厳格化について令和5年4月から適用された。また、今年度4月からは、取り消しを受けた保育士について、名前とか取消事由といったものを整備したデータベースが作成され、改めて職員を採用する際は、データベースを見るということが施設に義務付けられた。
- ・ 国において、児童生徒性暴力を防止、早期発見、対処についての指針が出た。当課では、現場の保育士に指針の1番大事なところを知ってもらい、読んでもらうために、裏表2枚のガイドラインを作成した。
- ・ そもそも児童生徒性暴力というのはどういう位置づけになるのか、事態が発生した場合の対応フロー、そういったことが起きた際に緊急的に連絡する相談先といったものが一目で見えるようなものを作成した。
- ・ 国の指針に、国、県、市町村、保育所、任命権者、それぞれの役割が明記されているところがあり、1から読んでいただくのは難しいところがあり、それぞれ自分の役割がどうなっているか常に見ていけるような形で整理したものを作成し、ホームページで公表している。
- ・ 保育施設の管理職、保育士、市町村の保育担当職員の方々を対象にして、県警本部から講師として来ていただき、事案が発生した時の初期対応についてということでセミナーを今年の7月に実施した。こちらについても、受講された方からは、良い評判だったので、来年度以降もこうした取組についても何かの形で継続できるようにしていきたいと考えているところ。

○峯谷島根県国公立幼稚園・こども園長会会長

- ・ 幼保の現場はとても子供たちと職員の距離が近い。アンケートの内容は大きくなってからのことだとは思いますが、まず、幼児期に子供たちに伝えておきたいこと、職員が思わなければならないこと、保護者に伝えたいこと、本当にいろんな問題があるなど思いながら聞かせてもらった。現場でも努めているつもりだが、不適切な保育という言葉がちょっとメジャーになってしまって嫌だなど思っている。この資料、なかなか全部読み解くことは難しいとは思いますが、各現場で色々しなければならないことを確認していきたいと思っている。今日の内容、また各幼稚園、保育園に伝達して、このような取組がされていることを伝えていきたい。

○森山島根県保育協議会副会長

- ・ 7月に研修があり、現場の保育士、主任、あるいは園長たちが参加した。研修により、問題意識が広がって、私どもの団体の方でも施設長たちが性教育に関する研修を聞きたいという声があり、今、全国的には総括的な性教育、人権だとか様々なものを加味したような相対的な研修が非常に深められており、そこに参加して、色々研修をしている。11月29日にも県保協の方で施設長の研修を実施することになっている。
- ・ 小さな子供に対しては、人権とか、プライベートゾーンとかいろいろなことを、直接的に話すのはなかなか難しいので、様々な場面を通してどのように取り組んだらいいか話していただくことや、その話聞いて備えなどもいろいろ配慮して進めていきたいと思っている。

○北村立正大学浜南高等学校校長（島根県私立中学高等学校連盟）

- ・ 私学の方も中高あって、こういう問題も同じ課題になるなど思っており、この資料を踏まえて、所管の総務課ともしっかり連携を取っていきたいと思っている。
- ・ こういう問題に対して子どもたちを守るための施策が、県の方でもこういう風に策定して進めていくということを、私学の校長や理事長たちに説明したいと思っており、こういう会の時は必ず情報共有している。

○原警察本部少年女性対策課長

- ・ 先ほどからでている司法面接は、いわゆる警察と検察と児相の3部局が、合同で行うもので、3部局の合同と言っても、子供たちの負担を考えると、代表者聴取ということで、一部局の1人、代表者1人が、子供たちと、面接をして質問をしていくもの。

- 警察も、代表質問するために、各大学の先生方から教養を受け専門的な知識を持った職員が複数名おり、特に少年を専門に扱う少年補導職員を中心に代表者聴取を行い、子供たちの被害状況を聞くようにしている。
- 室長さんの方からも話があったように、当然、最初に学校の方で被害を受けたか把握されると思うが、先生方が詳しく被害の状況等を聴取すると、聴取していく過程で、被害状況は、いろんな角度で汚染されて本当のことがなかなか伝わってこない可能性が高い。できれば、説明があったように、あくまでも学校側では、必要最低限の聴取にとどめてもらい詳細な聴取は警察に任せていただきたい。

以上